

# ロシアの侵攻から1年 ☆ウクライナ戦争の終結を願って

◆ 去る2月24日、一年を経過してもこの戦争の終結は見えませんが、依然として悲惨な破壊と殺し合いが続いています。この戦争の終結を願い、平和憲法の視点から訴えます。

## (一) 侵攻口実を無化出来ないロシアの覇権主義

◆ 当初、プーチン大統領は侵攻の口実として、①ウクライナのNATO加盟、②ウクライナへの西側諸国の軍事支援、③東部地区のロシア人への抑圧などを挙げていました。

◆ 実は開戦1ヶ月後の昨年3月29日、停戦交渉で、ウクライナは①NATO加盟を断念する、②外国軍の基地を受け入れない、③ウクライナは中立国となるという、ロシアの要求のほぼ満額回答を出していたのです。  
(2月24日 TBS ニュースなど)

◆ しかしロシアはそれを拒否しました。実はプーチン大統領の本音は、かつてのロシア大帝國を武力で復活させる事(覇権主義)だったのです。侵攻口実を無化する(なしにする)ことはもはや不可能に見えます。

## (二) 停戦交渉を諦めるな

◆ では、とことん戦場で決着をつけるのか？死体と瓦礫の山をどこまで築いたら決着が付くのでしょうか？ゼレンスキー大統領は、「口を開けば「武器を下さない」と西欧諸国に訴えています。」

◆ これは正解ではないと思います。失われた命は帰って来ないし、瓦礫の山の復旧には気の遠くなるような時間がかかります。おたがいの憎悪は簡単に消えるものではありません。

◆ プーチン大統領の本音を見ると絶望的になりますが、そこはお互いもう一度冷静に停戦交渉の場を作り、停戦に持ち込むことが人類の叡智ではないでしょうか。

## (三) 教訓・二度とこの様なことが起きないように

◆ どのような国も、独自の国家観を持ち、実現を願うのは自由かもしれませんが、しかし、その実現のために武力をもつてするのは絶対に許容できません。

◆ そのことを強く謳っているのが、日本国憲法前文と第9条です。

◆ 私たち憲法を守る会は、そのことを揺るぎない平和理念として信じ、ロシアとウクライナには即時停戦を、日本政府には武力に傾斜するのではなく、平和憲法に立脚した外交で国際社会に貢献することを求めます。

二〇二三年三月十二日(日) 護憲平和行進(通算673回目)  
浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―五  
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合



日本国憲法 第二章 戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。